

R. H. コースによる企業の理論についての一考察 (2)

— 経営学研究のための企業の経済学 —

中 村 竜 哉

も く じ

- (1) R. H. コースによる企業の理論の概要 —はじめに—
- (2) 「企業の特性」における R. H. コースの分析
 - (2.1) 分析の特徴
 - (2.2) 分析の背景
 - (2.3) 分析の影響
- (3) 「連邦通信委員会」における R. H. コースの分析
 - (3.1) 分析の特徴
 - (3.2) 分析の影響
- (4) 「社会コストの問題」における R. H. コースの分析
 - (4.1) 取引コストが存在しないときの分析—コースの定理—
—以上前号—
—以下本号—
 - (4.2) 取引コストが存在するときの分析
 - (4.3) 『厚生経済学』における A. C. ピグーの分析への批判
 - (4.4) ピグー的伝統の批判
 - (4.5) 分析の影響
- (5) R. H. コースの分析の発展 —結びに代えて—

(4.2) 取引コストが存在するときの分析

(4.2.1) コースの定理の不成立

次に、R. H. コースは次のように述べて、取引コストが存在するときの外部性問題を取り扱う。「私は市場を通して法的権利を再配置する問題を取り扱ったときに、再配置が生産物の価値を増加させるときにはいつでもそうなることを指摘した。しかし、このときには取引コストが存在しないことを前提としていた。

市場取引を実行するコストが考慮されるようになると、明らかにそのような再配置は、それによってもたらされる生産物の価値の増加がそのときのコストを上回るときにだけ起こる。再配置による生産物の価値の増加がそのときのコストを下回るときには、法的権利がコストを必要とせずに市場で取引されたときに生じるような操業差し止めの認可（あるいは認可されるであろうという認識）や損害賠償責任が存在しない（あるいは着手されない）という結果を招くことになる。このような条件の下では、法的権利に関する初期の境界づけは、経済システムが機能する際の効率性に対して影響を与えるのである。ある権利の配置はそれが他に配置されたときよりも大きな生産物価値をもたらすかもしれない。しかし、これが法的システムによって確立された権利の配置でないときには、市場を通して権利を変更したり結合したりすることで同じ結果を得るときのコストは高くなり過ぎて、最適な権利の配置は決して達成されることはない。それがもたらすより大きな生産物価値も実現されないことになる。」⁵⁹⁾つまり、R.H.コースは、取引コストが存在するときには、当事者の間で権利を市場取引することがより大きな生産物価値をもたらすとしても、そのコストが大きすぎて実際には取り引きされない可能性があり、ゆえに権利がはじめに誰に割り当てられるかが重要となることを指摘している。この指摘は、コースの定理と呼ばれる主張とは異なり、裁判所の判決のような法的な決定が資源配分に影響を与えることを意味している。

(4.2.2) 企業の利用

続いて、R.H.コースは、取引コストが大きすぎて市場で権利が取引されないときの代替手段について分析を行う。

彼は次のように述べる。「(権利を取引する際に)、経済組織形態は市場を通して行うときよりも小さなコストで同じ結果をもたらすような代替的な方法であり、明らかに、生産物価値を大きくするであろう。」⁶⁰⁾つまり、彼は経済組織を利用して権利を取り引きする際のコストが、これを市場で取り引きするときよりも小さなコストで同じ結果をもたらしてくれるならば、コストが小さい分大きな生産物価値を与えてくれることを指摘している。

彼はこのような経済組織の1つとして企業を考えている。「企業の内部では、

協力関係にある様々な生産要素間において個々の交渉はなくなり、管理的決定が市場取引に取って代わる。このとき、生産の再配置は生産要素の所有者との交渉の必要もなく行われる。(中略) 企業はすべての当事者の法的権利を獲得する。企業活動の再配置は契約による権利の再配置にしたがうのではない。それらの権利をどのように使うかは管理的決定の結果なのである。⁶¹⁾ここで R.H. コースが指摘していることは、法的権利を取り引きする際に企業を利用するときに、ひとたび企業と生産要素所有者との間で契約が締結されれば企業がすべての法的権利を所有することになり、その後、市場取引のように生産要素所有者との個々の交渉を必要としなくなるので、取引コストを節約できるということである。彼は、企業を利用するときには権利の再配分は管理的決定にしたがうと述べているが、当然のことながら、管理的決定には何らかのコストがかかる。このコストは管理コストと呼ばれる。R.H. コースによれば、管理コストが市場取引のコストよりも小さいときに、外部性の問題は企業内取引を利用することで解決されることになる。

(4.2.3) 政府による規制の利用

R.H. コースは、政府による規制も代替的な経済組織の1つであるとして次のように述べる。「煙害は様々な活動に従事する多くの人々に影響を与える標準なケースである。煙害のケースでは管理コストが大きすぎて、1つの企業だけがその問題を取り扱おうとしても不可能である。直接、政府が規制することが択一的な解法である。市場取引によって修正可能な権利の法的システムを構築する代わりに、政府は人々が行ってよいことと悪いことや従うべきことを示した規制を設定する。(中略) 政府はある意味において(かなり特殊な種類の)超企業(super-firm)であるといえる。なぜならば、管理的決定において生産要素の使用に影響を与えることができるからである。しかし、通常の企業は活動をチェックされている。なぜならば、同じ活動をより小さなコストで行う他の企業と競争するからである。あるいは、管理的コストが大きくなりすぎたと

59) 60) 61) R.H.Coase (1960), p.16.

きには、企業内部の組織に代えていつでも択一的な市場取引を利用できるからである。政府は望めば市場を完全に取り除くことができる。しかし、企業には不可能なことである。企業は使用する生産要素の所有者との間で市場において取り決めを行わなければならない。政府は財産の徴用や没収が可能であるように、命令によって生産要素を特定の使用に限ることができる。このような権威的な方法は（組織化を促進する人々にとって）かなりの煩わしさを取り除く。さらに、政府は規制を確実に実行するために、警察や他の法的な執行機関を支配下に治めているのである。⁶²⁾つまり、R.H.コースは、政府による規制が企業のような私的な組織よりも小さなコストで取引を実行する力をもっていることを認める一方、政府は企業のように競争のチェックを受けず、また管理コストが高いという理由から市場取引に代えられないことも多く、必ずしも経済システムを効率的に機能させるわけではないことを指摘している。

(4.2.4) 法的な決定のもつ経済的結果の考慮

次に、R.H.コースは、取引コストが存在するときに権利の法的な境界づけをする際には、法的な決定のもつ経済的な結果が考慮されるべきであるとして、次のように述べる。「市場取引にコストがかからないときには、（公平性の問題を別とすると）様々な当事者の権利がうまく定義されるか、訴訟の結果が予測されやすいかということが問題となる。しかし、すでに考察したように、市場取引にコストがかかり、法によって確立された権利の配置が変更されにくいときには、状況はかなり異なる。このケースでは、裁判所は直接的に経済活動に影響を与えることになる。ゆえに、裁判所は判決のもつ経済的な結果について理解し、法的な状況それ自体をかなり不確実にしてしまわない限り、判決の際には経済的な結果を考慮すべきことが望ましい。」⁶³⁾

さらに、R.H.コースは、裁判所が判決の際に経済的な結果を考慮していた判決を見出し、次のように述べている。「有害な影響を取り扱うときに直面する問題は、この影響に責任を負う人々を抑制するような単純な問題ではない。

62) R. H. Coase (1960), p.17.

63) R. H. Coase (1960), p.19.

有害な影響を与える活動を妨げることから得られる利得が、その結果どこか他で負担されなければならない損害よりも大きいかどうかということが重要なのである。法システムによって確立された権利を再配置する際にコストがかかるときには、不法妨害に関する訴訟において、裁判所は実際に経済的な問題を考慮し、経済資源がどのように使用されるかについて決定している。必ずしも明示的ではないが、裁判所はこれについて認識しており、有害な影響を与える活動を禁止することで得られるものと失われるものとのしばしば比較していると論じられる。しかし、権利の境界づけは制定法の結果でもある。我々は、また問題の二面性が認識されている証拠を見い出すこともある。制定法は不法妨害の凡例を増加させることもあるが、コモンローの下では不法妨害となるのが合法となる場合もある。⁶⁴⁾

(4.2.5) 4つの判決例

R. H. コースは、コモンローの下で、裁判官が法的な決定の経済的な結果を考慮していた例として、前述したスタージェス対ブリッジマンの判決例を取り上げている。彼は、この判決において、ある行為が不法妨害か否かを決定する際には周囲の環境に依存することが認識されているとし、次のようにこれを説明している。「ある人が、例えばバーモンジー (Bermondsey) のなめし革工場地区の真ん中や、騒音あるいは悪臭を出す特定のものの取引や製造を行う他の場所に行って空き地に私的な住居を建てたときには、そのようなものの取引や製造は完全に止まってしまうだろう。裁判官がしたがう原理を論理的な終着点まで実行したときには、現実にはかなり不便な結果をもたらすという議論がある。これに対して裁判官は、不法妨害かどうかを決定する際には、それ自体の抽象的な考察を単に行うだけではなくて、環境を参考にしなければならないと答えた。ベルグラブ・スクエア (Belgrave Square) で不法妨害であるものが、必ずしもバーモンジーでそうであるとは限らない。特定の取引や製造に当てられた地域において、人々に対する不法妨害とはならないような特定の確

64) R. H. Coase (1960), p.27。

立された方法で取引や製造が行われているときに、裁判官や判事がその地域での取引や製造は私的な過失ではないあるいは起訴可能な過失ではないと判断しても、それは確実に正当である。」⁶⁵⁾

R.H. コースは、判決文の中にある『理にかなっている』とか『普通（あるいは通常）の使用法』という語句には暗黙的な経済的結果に対する認識が含まれていると指摘し、アンドレア対セルフレッジ社（*Andreae vs. Selfridge and Company Ltd.*）の判決を紹介している。この裁判は、セルフレッジ社がある土地を取得してここにあった建物を取り壊したところ、騒音と粉塵のために隣接するホテルから顧客が減って損失を被ったとして損害賠償を請求されたものである。控訴審の判決は次のようである。「被告の会社の作業には過失はなく、被告の会社が騒音を生み出す取り壊しや建設を全く理にかなった技術を利用して行い、近隣に迷惑をかけないように全く理にかなった注意を払ったことを仮定するときには、原告のホテルがすべての客足を失った理由は裏にあった静かで開けた場所の快適さが失われたからである。しかし、原告が告訴する根拠ではない。（中略）この訴訟では、誰かが告訴するまでは作業するというのが被告の会社の態度であり、実際に隣人の快適さと利害が対立していても、被告の考えと便宜性にしがたって作業を早めるという望みは優越した。これは…合理的な注意と技術を使用する義務を実行していない。この結果、…原告は起訴可能な不法妨害を被ったのである。」⁶⁶⁾

R.H. コースは、制定法の下で裁判官が判決の経済的な結果を考慮していた例として、デルタ航空対コーシー（*Delta Air Corporation vs. Kersey*）の裁判例とコーシー対アトランタ市（*Kersey vs. City of Atlanta*）の判決を紹介している。これは、コーシーという人物がある土地を購入して家を建てたところ、数年後にその隣接地にアトランタ市が空港を建設した。このため、コーシーは、

65) R. H. Coase (1960), pp.20-21.

66) R. H. Coase (1960), p.23. 以上の理由から、控訴審の判決ではホテルの裏側にあった場所の空間が失われたことによるホテルの損失が差し引かれて、一番の損害賠償額が減らされ、セルフレッジ社に1000ポンドの支払いが命じられた。

静かで穏やかな地が騒音と粉塵、低空飛行によって暮らすには不適切な土地になってしまったとして、アトランタ市とデルタ航空と告訴したものである。裁判所の判決では、生命と健康にとって害を与える低空飛行についての改善は求められたものの、騒音と粉塵は空港固有の営業に付随して生じるものであって公共の利便性のためには我慢すべきであるとされた。判決は次のようである。

「公共の利便性のために、隣接する土地の所有者は空港の通常かつ適正な使用によって生じる騒音と粉塵の不便さを我慢しなければならない。しかし、適正に建設されて使用されている空港によって不便が生じているのではないときには、法の観点から私的な権利に優先権が与えられる。」⁶⁷⁾

R.H. コースは、さらにスミス対ニュー・イングランド航空 (Smith vs. New England) の判決を紹介する。「騒音、煤煙、振動、粉塵そして不快なおいが土地の上にある空間へ侵入し、その土地の市場価値がある程度下がったとしても、それが政府の立法部によって認可されたものであるときには、補償や救済がなくても土地の所有者は我慢しなければならない。法による認可は、これがないときには不法妨害となったものを合法化してしまう。この例としては、鉄道の運航時の煤煙、振動そして騒音によって隣接地に与える損害…、工場のベルの反響…、有害物の除去…、蒸気エンジンや溶鉱炉の建設…、下水道、精油所そしてナフサ貯蔵所からの不快なおい…がある。」⁶⁸⁾

以上4つの判決から、R.H. コースは、制定法の下でもコモンローの下でも、ある行為が不法妨害か否かを決定する際には周囲の環境に依存することが実際に裁判官によって認識されていることを見出し、外部性を発している者がいつも損害賠償の責任を問われるわけではないことを指摘している。

(4.3) 『厚生経済学』における A.C. ピグーの分析への批判

次に、R.H. コースは、『厚生経済学』(The Economics of Welfare) 第Ⅱ部における A.C. ピグーの分析に関して3つの批判を行う。

67) R. H. Coase (1960), p.25。

68) R. H. Coase (1960), p.26。

(4.3.1) A.C.ピグーの基本的な考え方について

R.H.コースは、はじめにA.C.ピグーの分析の目的について次のように述べる。「(A.C.ピグーの分析の目的は) 既存の法システムの下で自由な利己心のふるまいが機能しているときに、多額の国民の利益 (national dividend) の生産に最も望ましい方法で、それがどれほど国家の資源を分配する傾向にあるかをはっきりさせることである。そして、それがどれほど“自然的な”傾向を改善するために、国家の活動にとって実行可能であるかを明らかにすることである。」⁶⁹⁾ R.H.コースは続けて次のように述べる。「この叙述の最初の部分から判断すると、ピグーの目的は、資源の用途を決定する既存の配置において、いかなる改善が行われるかを見つげだすことにある。ピグーの結論は改善が可能であるということであるので、引き続き彼がそのために必要な変化をもたらすための提案をしてくれるものと期待する。そのような提案がない代わりに、ピグーは“自然な”傾向と国家の活動を対照させる文章を付け加えている。ここでは、ある意味において、現在の配置と“自然な”傾向を同一視し、これらの改善のために必要なことは(可能であるならば) 国家の活動であるという。」⁷⁰⁾

R.H.コースは、A.C.ピグーが国家の活動があるから経済システムは機能しているが、その機能は完全ではなく、ゆえに国家活動の追加が必要であると考えていると指摘している。R.H.コースはこのようなA.C.ピグーの考えは不適切であると批判する。その理由を示すために、R.H.コースはA.C.ピグーが利用した私的生産物と社会的生産物の乖離に関する次のような例を利用する。「例えば、鉄道のエンジンから発する火の粉によって周囲の森林に与える損害が補償されない場合のように、直接的な当事者ではない人にコストがかかってくる…ということが生じるかもしれない。ある量の資源が他の用途や場所に振り分けられる際に、限界的な増分が生み出す社会的な純生産物を計算するときには、このようなすべての影響(一部は正の効果をもち、その他は負の効

69) R. H. Coase (1960), p.28. 原典は A. C. Pigou (1932), p.183.

70) R. H. Coase (1960), p.28.

果をもつ)が含まれなければならない。』⁷¹⁾この記述に対して R. H. コースは次のように述べる。「ピグーによって利用されたこの例は実例である。英国においては、通常、エンジンから発せられた火の粉によって起きた火災が損害を与えたとき、鉄道会社が損害賠償する必要はない。第Ⅱ部の9章で述べたことから推測すると、ピグーの政策的提言は、第1にこの“自然な”状況を修正するためには国家の活動が必要であること、第2に鉄道会社は森林を焼かれた人々に補償を行うように強制されるべきであるということであろう。もしもこれがピグーの提言に対する正しい解釈であるとするならば、私は第1の提言が事実の誤解に基づいていること、第2の提言は必ずしも望ましい結果をもたらすわけではないことを論じるつもりである。』⁷²⁾

(4.3.2) 2つの批判

R. H. コースは、第1の提言が事実の誤解であることを示すために、機関車のエンジンが発する火の粉によって生じる損害賠償責任に関する英国の法的状況を説明する。彼の説明によると、コモンローの下では、明示された法的な認可を受けていない鉄道事業者が蒸気機関車を使用したときには、過失の有無を問わず火の粉による火災の責任を負うが、法的な認可を受けた鉄道事業者の場合には、火災に対する科学的な予防措置をとってエンジンが作られ、それが過失なく使用されたときには、火の粉によって生じた損害に対しては責任を負わないものとされている。しかし、鉄道会社が合法的なエンジンを利用しているときであっても、農地や収穫物に損害を与えたときには損害の責任を負うものとされている。このときには、損害賠償請求額は200ポンドを超えないこと、損害発生から7日以内に火災の発生と損害賠償の請求の告知書が鉄道会社に送付されること、21日以内に損害の詳細と損害賠償金額を記した書面を鉄道会社に送付しなければならないことが必要となる。ゆえに、このような法的状況から判断すると、A. C. ピグーが想定したケースは、認可を受けた鉄道会社が合法的なエンジンを過失なく使用したときか、損害賠償額が200ポンドを超える

71) R. H. Coase (1960), p.29. 原典は A. C. Pigou (1932), p.134.

72) R. H. Coase (1960), p.29.

損害を受けたときか、7日以内に告知書を送付しないか、21日以内に書面を送付しなかったときかのどれかにあたる。A.C.ピグーの想定したケースがどの場合であっても、それは制定された法律を考慮した結果であり、ゆえに国家が活動する必要はない。また、認可を受けない鉄道会社が火の粉によって損害を与えたときには損害賠償の責任を負うことになる。したがって、この場合にも国家の活動の必要はない。以上の理由から、R.H.コースはA.C.ピグーが事実関係を誤解していたと結論する。

次に、R.H.コースは、表2に表したような仮定を設けたような数値例をあげて、A.C.ピグーの第2の提言について分析する。この例では、鉄道会社が1日当たり列車を1本運行したときには年間150ドルの価値をもった運輸サービスを達成でき、2本運行したときには250ドルの運輸サービスを達成できるとする。そのときに鉄道会社が負担する走行コストはそれぞれ50ドル、100ドルとしよう。さらに、列車のエンジンが発する火の粉による火災のために、1日当たり1本の列車を運行するときには沿線の農家の収穫物に対して年平均60ドルの被害を与え、2本のときには年平均120ドルの被害を与えるとする。鉄道会社が損害賠償の責任を負わないときには、鉄道会社が1日1本の列車を運行するときの私的純生産物価値は100 ($=150-50$) ドルとなり、1日2本の列車を運行するときのそれは150 ($=250-100$) ドルとなる。ゆえに、鉄道会社は1日2本の列車を運行することを選択するであろう。しかし、社会的純生産物価値を計算してみると、1日1本の列車を運行するときには40 ($=150-50-60$) ドルであるのに対して、1日2本の列車を運行するときのそれは30 ($=250-100-120$) ドルになる。つまり、鉄道会社が2本目の列車を運行する

表2 列車運行本数と収穫物の被害額との関係

1日当たりの列車の運行本数	年当たりの運輸サービス達成額	年当たりの列車の走行コスト	年当たりの収穫物被害額(平均)
1本	\$ 150	\$ 50	\$ 60
2本	\$ 250	\$ 100	\$ 120

ことは社会的純生産物価値を低下させてしまい、望ましい結果をもたらさない。鉄道会社が損害賠償の責任を負うときには、1日1本の列車を運行するときの私的純生産物価値は40 ($=150-50-60$) ドルとなり、1日2本の列車を運行するときのそれは30 ($=250-100-120$) ドルとなる。ゆえに、鉄道会社は2本目の列車を運行しない。R.H.コースによれば、A.C.ピグーは以上の分析から鉄道会社は損害賠償の責任を負わなければならないと主張していると分析する。

R.H.コースは、このようなA.C.ピグーの第2の提言が誤りであることを示すために、いくつかの数値を追加する。第1に、1日2本の列車が運行されるときに、農家が収穫物から得る生産物価値は収穫物の被害額120ドルよりも大きいはずである。これを160ドルとする。第2に、収穫物の被害が大きいという理由から農家が農地の耕作を放棄した結果、農地の耕作に投入されていた生産要素が解放されたとしよう。これらの生産要素がどこか他で利用されたときに、獲得する生産物価値は160ドルよりも小さいはずである。これを150ドルとしよう。

いま、鉄道会社が損害賠償の責任を負う必要がないために1日2本の列車を運行し、この結果、農家が農地の耕作を放棄したとしよう。このとき、総生産物価値は20 ($=250-100-120-160+150$) ドルだけ増加することがわかる。この分析から、R.H.コースは次のように結論する。「これらの数値では、明らかに、鉄道会社が与えた損害の責任を問わずに、操業することが利益をもたらす。もちろん、数字を変えれば、鉄道会社が与えた損害の責任を問う方が望ましいこともありえる。経済学の観点から私の目的にとって示すべきことは、“列車のエンジンから発する火の粉によって周囲の森林に与えた補償されない損害”が必ずしも望ましくないものではない状況が存在するということである。それが望ましいか否かは特定の状況に依存するのである。」⁷³⁾

73) R. H. Coase (1960), pp.33-34.

(4.3.3) A.C.ピグーの誤り

R.H.コースは、A.C.ピグーが誤りを犯した理由について次のように述べる。「どうしてピグー的分析が誤った答えを与えてしまったのか。それは、ピグー的分析が全く異なった問題を扱っていることに彼が気づいていないからである。分析は正しい。しかし、ピグーが特定の結論を引き出したことは論理的ではない。追加の列車を走らせるか、速度の速い列車を走らせるか、煙を防ぐ装置をつけることが望ましいかということが問題なのではない。問題となることは、列車が火事を起こして与えた損害を補償するシステムと補償しないシステムのどちらが望ましいかである。経済学者が代替的な社会的仕組みを比較するときには、異なる仕組みから得られる総社会的生産物を比較する手続きが望ましい。私的生産物と社会的生産物の比較ではないのである。簡単な例がこれを説明してくれる。信号がある街を想定しよう。あるドライバーが交差点に近づいて、赤信号のために停止したとする。他の道からその交差点に近づいてくる車はないとする。ドライバーが赤信号を無視したとしても事故は起きず、ドライバーは早く目的地に到着するので、総生産価値は増加するであろう。なぜ彼はそうしないのか。なぜならば、信号を無視したときには、彼は罰金を支払わなければならないからである。交差点を通過することで得られる私的生産物は社会的生産物よりも小さい。もしも信号に従わないときに罰金がなかったならば、総生産物は大きくなると結論できるであろうか。このようには言えないであろう。ピグー的分析は、現実の世界よりも良い世界があることを想定できることを示しているのである。しかし、問題となることは、現実の仕組みを工夫してシステムのある部分に存在する欠点を修正し、他の部分でより有害な影響を起こさないようにすることである。」⁷⁴⁾つまり、R.H.コースは、代替的な社会的仕組みのうちどれが望ましいかを示すためには、それぞれの総社会的生産物を比較すべきであり、A.C.ピグーのように私的生産物と社会的生産物の比較することではないと主張しているのである。

74) R. H. Coase (1960), p.34。

最後に、A.C.ピグーは私的生産物と社会的生産物の乖離が生じているケースを2つに分類して分析したが、R.H.コースはこれについても検討を加える。A.C.ピグーは、ある人物が対価を受け取らずにサービスを提供するケースと、ある個人が望ましくないサービスを生み出し、損害を与えた人に補償しないケースに分類する。A.C.ピグーは、第1のケースとして煙突から排出される煤煙の問題を取り上げ、第2のケースとして隣接した土地を荒らすうさぎの問題を取り上げている。

R.H.コースは、A.C.ピグーの第1のケースについて次のように述べている。「ピグーは、煙突から煙を出さないようなサービスを提供している工場の所有者は何の支払も受けていないと指摘している。ピグーが章の後半で論じることを考慮すると、これは、煙を排出する煙突のある工場の所有者は煙を出さないような装置を設置する気になるように、補助金を支払われるべきであるという含意をもつ。多くの経済学者は、煙を排出する煙突のある工場の所有者には課税すべきであるというであろう。残念なことに、(中略)経済学者はこのようなピグーの取り扱いの特徴に気づかなかった。もしもこの煤煙問題が2つのケースで取り扱われていたならば、たぶんその二面性がはっきりと認識されていただろう。」⁷⁵⁾

第2のケースに分類されたうさぎの問題とは次のようなものである。「ある土地の借地人が禁猟区を設ける活動をしたために、うさぎが隣接する借地人の土地を荒らしてしまったときには、第三者に対して補償されない望ましくないサービスが与えられる。」⁷⁶⁾ A.C.ピグーはこのようなケースにおいて私的生産物と社会的生産物が乖離すると結論したが、次のような例外を認めている。「…もしも2人の借地人が地主と小作人の関係にあって、地代の調整の際に補償されるならば、その限りではない。」⁷⁷⁾ R.H.コースは、A.C.ピグーのこの叙述から、A.C.ピグーは第1のケースは契約が満足されないケース、第2のケースは契約が不可能なケースと分類していると推測する。R.H.コースは、これ

75) 76) R. H. Coase (1960), p.35.

77) R. H. Coase (1960), p.38. 原典は A. C. Pigou (1932), p.185.

ら2つが本質的には同じであるとして次のように述べる。「ある行為が契約の対象とならない理由は、契約が通常満足されないときの理由と全く同じである。それはコストがかかり過ぎることである。実際には、2つのケースは全く同じである。なぜならば、契約が満足されないときには、契約がある活動をカバーしていないからである。」⁷⁸⁾

(4.4) ピグー的伝統の批判

R.H.コースは、経済学者がA.C.ピグーの分析から学んだ事柄やこれに基づいて講義する事柄をピグー的伝統と呼ぶ。彼は、ピグー的伝統の分析とその政策的提言が不正確であることを示している。

第1に、社会的生産物の定義が曖昧であると批判する。R.H.コースは次のように説明する。「ある企業が105ドルの価値をもった製品を作るために、生産要素が10単位必要であるとする（他の生産要素は必要ないものとする）。この生産要素の所有者はそれが使用される際に補償されず、またこれを妨げることができないものとする。この生産要素10単位は、最善に代替的に使用されたときには、100ドルの価値をもった生産物を生み出すとする。このとき、社会的生産物は105ドルから100ドルを引いて5ドルとなる。もしも企業がいま生産要素1単位に支払をし、その価格は限界生産物に等しいとするならば、社会的生産物は15ドルとなる。もしも2単位の生産要素に支払がなされるならば、社会的生産物は25ドルとなる。そして、すべての生産要素に支払がなされるならば、それは105ドルにまで達する。経済学者がこのやや奇妙な手続きをなぜ簡単に受け入れてきたのかという問題を考えることは難しいことではない。この分析は個々の企業の決定に焦点を絞っているからであり、ある資源の使用がコストに関して考慮されていないので、受取額が同じ額だけ減るからである。」⁷⁹⁾そして、R.H.コースは、社会的生産物の概念よりも機会コストの概念を利用して、代替的な生産要素の使用や代替的な制度と利用によって生み出される生産物価値の比較をする方法が望ましいと結論している。

78) R. H. Coase (1960), p.39.

79) R. H. Coase (1960), p.40.

第2に、外部性問題を解決するためには、課税や補助金に制度を利用するという政策的提言への批判である。R.H. コースは次のように説明する。「かつては煙害がなかった地域にある工場が建設され、これがいま煙害によって年当たり100ドルの価値の損害を与えているとしよう。課税による解決策が採用され、工場が煤煙を発する限り、工場の所有者に対して年100ドルが課税されるとする。煤煙を防止する装置は年当たり90ドルのコストで利用可能であるとしよう。このような状況においては、煤煙を防止する装置が設置されるであろう。工場所有者は90ドルの支出で100ドルの損害を回避でき、年当たり10ドルだけ改善するからである。しかし、達成されたこの状況は最適ではないかもしれない。損害を被る人々が他の場所に移動するか様々な予防措置をとることができ、そのための彼らにとってのコストあるいは所得の損失額は年当たり40ドルとしよう。このときには、工場が引き続き煤煙を発し続け、現在この地域に住む人が損害を回避するために他の場所に移るか他の方法を探ったならば、50ドルの生産価値を得ることができよう。もしも工場の所有者に対して与えた損害に等しい課税をするのであるならば、二重課税制度を確立して、損害を回避するために工場所有者（あるいは生産物の顧客）によって追加的に負担されるコストに等しい額を住民に支払わせることが望ましい。このような状況では、人々は、この地域に住まないかあるいは損害を除くために他の方法を探るときのコストが、損害を減らすために生産者に負担させられるコストよりも小さい限りは、そうするであろう。(中略)損害を与えた生産者だけに税金を課する税制度は、損害を防ぐためのコストをひどく高めてしまう結果を導くのである。もちろん、損害に基づいて課税されるのではなくて、煤煙から生じた(最も広い意味での)生産物価値の低下に基づいて課税されるのであれば、この問題は回避できる。しかし、こうするためには、個人の選好に関する詳細な知識が必要となり、私にはそのような課税制度を作り上げるために必要なデータをどのように集めるのか想像がつかない。実際に、煤煙問題や同じような問題を税金を利用して解く提案には、多くの困難がある。それは、計算の問題、平均的な損害と限界的な損害との差、様々な財産が被った損害の相互関係等である。しかし、これら

の問題をここで論じる必要はない。たとえ追加的な煤煙の排出によって周辺の財産に与える損害に対して正確に税金が調整されたとしても、そのような税金が必ずしも最適な状態をもたらすとは言えないことを示すことで、私の目的には十分であるからである。⁸⁰⁾さらに R.H. コースは述べる。「税金がないときには、工場の周辺にはかなり多くの煤煙が存在し、わずかな人々が暮らしている。しかし、税金が存在するときには、工場の周辺にはわずかな煤煙が存在し、かなり多くの人々が暮らしている。これらの結果のうちのどちらが必然的に望ましいかを想定する理由はない。」⁸¹⁾ 前述したように、R.H. コースは外部性を与えている者とその被害を被る者との関係には二面性があると指摘したが、ピグーの伝統に基づく政策的提言はこの関係の二面性を考慮していないと批判しているのである。彼は、社会的生産物を最大にするためには、外部性を与えている者に被害額に等しい課税がなされるときには、被害を被っている者にも課税されるべきであり、その額は外部性を与えている者が損害を回避するために支払う追加コスト額であると主張している。上の例においては、工場の所有者には100ドル、地域住民には90ドルが課税されることになる。地域住民は引越すことで負担するコストは40ドルであるので、これを選択することになる。このときには、工場は引き続き現状のまままで操業を続けるから、50 ($=90-40$) ドルの社会的生産物を得るのである。この分析から、R.H. コースはピグーの伝統に基づいて外部性の解決のために課税を行うことは必ずしも正しい結果をもたらすとは限らないことを指摘しているのである。

(4.5) 分析の影響

(4.5.1) 「社会コストの問題」の論点

S.G. メデマ (S.G. Medema) は、R.H. コースが「社会コストの問題」で主張した論点について次のようにまとめている。「社会コストの問題」の主要点は次のように要約される。(1)有害な影響には二面性があり、ゆえに一方の当事者を有害な影響の原因としてはっきりと定義することはできないこと、(2)有

80) R. H. Coase (1960), pp.41-42.

81) R. H. Coase (1960), p.42.

害な影響を解決する際には生産物価値の最大化がその目標となること、(3)権利がうまく定義され、それが配置され、価格システムを利用する際にコストがかからないときには、初期の責任の所在にかかわらず、当事者間の市場取引は生産物価値を最大化する結果をもたらすこと（コースの定理）、(4)取引コストがかなり高くして交渉をなくしてしまうときには、有害な影響の問題を解決するためには比較制度分析が必要となり、選択されうるメカニズム（課税、規制、責任の配置、何もしないこと）のうちどれが生産物価値を最大化するかを決定しなければならないことである。」⁸²⁾

R.H. コースが「社会コストの問題」において主張した以上の論点は、経済学者や法律学者、政府の政策策定者等に大きな影響を与えた。彼は次のように述べている。「企業の特性」とは違って、「社会コストの問題」はすぐに成功した。これはすぐに引用されるようになり、包括的に議論されるようになった。この状況は今も続いている。」⁸³⁾

R.H. コースが言うように、「社会コストの問題」は大きな影響を与え、活発に議論されるようになった。しかし、同時に、R.H. コースの主張（特にコースの定理）に対して多くの批判も寄せられるようになった。

(4.5.2) コースの定理に対する G.J. スティグララーの解釈

R.H. コースは、(4.1.2) の表1で示したような飼育牛が隣接する農家の穀物に被害を与える例を取り上げ、牧場と農家が生産物価値の最大化を目標として行動するときには、飼育牛の数が4頭のときには柵が設置され、3頭以下のときには柵を設置するコストが飼育牛の被害によるコストを上回るので柵が設置されないと述べた。彼は、この分析から、どちらのケースにおいても責任の所在は無関係であり、何らかの規制を行うことは非効率な結果をもたらしてしまうことを指摘した。この指摘がコースの定理と呼ばれる。

G.J. スティグララーは、コースの定理においては「完全競争の下では、社会

82) S. G. Medema (1994), pp.81-82.

83) R. H. Coase (1988d), p.35.

のコストと私的コストは等しくなる」⁸⁴⁾と記している。これに対して、R.H. コースは次のように反論する。「コースの定理に関するスティグラーの叙述は、私が論文において同じ考えを表現した方法とは異なるように思える。私はここでは生産物価値が最大化されると述べた。矛盾はない。社会的コストとは代替的な使用によって生まれる生産要素の最大価値を表す。しかし、通常、生産者は自分の所得を最大化することのみに興味をもち、社会的コストに関心はない。彼は、使用した生産要素の生産物価値がそれらの私的コスト（これらの生産要素が最善な代替的用途に利用されたときに稼ぎ出す収益）よりも大きいときのみ活動するであろう。しかし、もしも私的コストが社会的コストに等しいならば、使用した生産要素の生産物価値が最善の代替的使用時に稼ぎ出す生産物価値よりも大きいときのみ、生産者は活動するであろう。つまり、取引コストがゼロであるときには、生産物価値が最大化されるのである。」⁸⁵⁾ここで、R.H. コースは、G.J. スティグラーの解釈は異なった視点からなされていると反論しているのである。しかし、現在、G.J. スティグラーの解釈は間違った解釈ではなく、広く普及したコースの定理の解釈の1つである。

(4.5.2.a) P.A. サミュエルソンによる批判

コースの定理に対する第1の批判は、取引コストがゼロであるときに、交渉によって富を最大化する取り決めがもたらされるという想定は合理的ではないというものである。R.H. コースは、このような批判としてP.A. サミュエルソン (P.A. Samuelson) の批判を取り上げて反論している。

P.A. サミュエルソンは、コースの定理に関して次のように批判する。「そのようなケース（煙害やその類に関する交渉のケース）では、制約を受けない利己心によって、あらゆる不確定さと非最適性を伴った解くことのできない双方独占の問題に導かれてしまう。」⁸⁶⁾ 「… 2つ以上の投入物が共同して使用され

84) G. J. Stigler (1966), p.113.

85) R. H. Coase (1988e), p.158.

86) R. H. Coase (1988e), p.159. 原典は P. A. Samuelson (1966) "Modern Economics Realities and Individualism" The Texas Quarterly, p. 128.

る価格設定問題を総計値の最大化問題として解くことはできない。それは、部門間の配分が双方独占においては不確定な問題であるからである。⁸⁷⁾

R.H.コースは、このようなP.A.サミュエルソンの批判がF.Y.エッジワース (F. Y. Edgeworth) による契約曲線の分析に対する批判から生じていると分析する。確かに、コースの定理はエッジワースの分析の影響を受けている。R.H.コースの次のように述べてこれを認めている。「エッジワースの『数理心理学』(1881)によれば、財の交換を行う2人の個人は契約曲線上で取引を終える。なぜならば、そうでないときには、彼らの双方が交換によって改善する余地が残っているからである。エッジワースは暗黙的にコストのかからない契約と再契約の締結を仮定していた。50年以上も前に勉強した『数理心理学』の議論をぼんやりと記憶していて、これが部分的にはコースの定理と呼ばれるようになった命題を定式化したのではないかとしばしば思うのである。⁸⁸⁾

コースの定理に対するP.A.サミュエルソンの批判に反論するために、R.H.コースはまずP.A.サミュエルソンによるエッジワースの分析に対する批判を引用する。「契約曲線から離れた任意の点から双方の個人にとって利益となるような方向に向かう動きが存在する。しかし、これは交換によって実際に必ず契約曲線上のある場所で止まるようなエッジワースと同じことを述べてはいない。なぜならば、多くのタイプの双方独占において、最終的な均衡が契約曲線の外において達成されるかもしれないからである。⁸⁹⁾「事実の実証的な叙述から、我々は双方独占者が契約曲線上のある点で止まらなければならないというエッジワースの主張には同意できない。なぜならば、彼らの一方または双方が現在の耐えうる状態を損ねてしまうという恐れを抱いて相互に望ましい動きの可能性を議論する気にならないために、契約曲線上以外の場所で止ま

87) R. H. Coase (1988e), p.159. 原典は P. A. Samuelson (1967) "The Monopolistic Competition" in R.E.Kuene (ed.) *Monopolistic Competition Theory: Studies in Impact; Essays in Honor of Edward H. Chamberlin*, Wiley, p.105.

88) R. H. Coase (1988e), p.160.

89) P. A. Samuelson (1947) *Foundations of Economic Analysis*, Harvard University Press, p.238.

るかもしれないからである。」⁹⁰⁾つまり、P.A.サミュエルソンは、F.Y.エッジワースが言うように、均衡が必ず契約曲線上で達成されるとは限らないことを指摘しているのである。

つづいて、R.H.コースは、このようなP.A.サミュエルソンの批判に対して次のように反論する。「2人の個人が契約曲線上で取引を終え損なうという『経済分析の基礎』におけるサミュエルソンの説明は、彼らの双方が改善する交渉を行った結果、一方または双方が以前よりも状態が悪化してしまう取り決めを導く可能性があり、ゆえに彼らがそのような交渉を開始する意志をもたなくなるかもしれないというものである。この主張を理解することは簡単ではない。もしも当事者間にすでに契約が存在しており、その結果、その修正のために相互に取り決めが求められているならば、交渉の開始を妨げるものは何もないであろう。もしも契約が存在しないならば、損なわれる現状などないはずである。交換を実行するためには、交換条件に関して取り決めが存在していなければならず、これを所与とすれば、彼らの双方が必要以上に悪化する交換条件を選択するとは考えられないのである。」⁹¹⁾「サミュエルソンは、事実の実証的な叙述として、エッジワースが分析した状況では、人々は必ずしも契約曲線上のある場所で取引を終えることはないであろうと主張している。これは疑いもなく正しい。しかし、もっと重要な事実は、通常、我々は取引が契約曲線上のある場所で終わると期待していることである。」⁹²⁾ここで、R.H.コースは、2人の個人が改善のために交渉した結果、契約曲線の外で取引がなされると言うP.A.サミュエルソンの指摘を認めているが、その可能性によって交渉が行われないう指摘については否定しているのである。

また、R.H.コースはP.A.サミュエルソンが指摘した不確定性に関する批判に対して次のように反論する。「2人の当事者のそれぞれの利得が不確定であることは、私が『社会的コストの問題』で論じた問題、つまりある活動を実

90) P. A. Samuelson (1947), p.251。

91) R. H. Coase (1988e), pp.160-161。

92) R. H. Coase (1988e), p.162。

行するための権利が個人や企業に配分されること、それが生産あるいは販売されるものに与える効果とは無関係である。」⁹³⁾

(4.5.2.b) レントの存在

第2の批判は、コースの定理がレントの存在とその役割を考慮し損ねているというものである。

R.H. コースは、第2の批判の代表として、次のような G.E. オーテン (G.E. Auten) による批判を取り上げる。「コースの例では、結果は、…汚染者と被害者のリカード的なレントに依存して責任の所在とともに変化する。もしも汚染者と被害者の双方が限界的な土地で操業しているならば、汚染者に責任があるときには、彼は長期的には操業をやめなければならない。そして、被害者に責任があるときには、彼はその土地から追い出されるであろう。」⁹⁴⁾つまり、G.E. オーテンは、レントを考慮したときには、コースの定理は成り立たず、法的な状況が資源配分に影響を与えることを指摘しているのである。

これに対して、R.H. コースはまず G.E. オーテンの考え方を次のように解釈する。「この土地は限界的な土地であるので、何のリターンも生まない。土地以外のすべての生産要素は完全に弾力的な供給曲線をもつ。ゆえに、これらがこの土地以外の代替的なものに使用されたときには、その収益はこの土地に使用されたときの収益よりも小さくなる。このような状況においては、明らかに、汚染者が損害賠償の責任をもつときには、汚染を作り出している活動に使用されている (土地以外の) 生産要素は解放される。なぜならば、与えた損害に対する支払は、それらが他のどこかで稼ぎ出す収益を下回るまで押し下げられてしまうからである。しかし、汚染の責任が問われないとしよう。汚染によって損害を被った人々は、損害を考慮に入れたときには、他のどこかで稼ぎ出す収益よりも小さな収益しか得られず、どこか他に移動することで改善することを知らるであろう。以上のことは、私が述べた主張とは反対であって、法的状

93) R. H. Coase (1988e), p.163.

94) R. H. Coase (1988e), p.164. 原典は G. E. Auten (1976) "Discussion" S. A. Lin (ed.) *Theory and Measurement Economic Externalities*, Academic Press, p.38.

況が成果に影響を与えるように見える。」⁹⁵⁾

R.H.コースはこのようなG.E.オーテンの批判は間違いである理由を2つあげている。第1に、G.E.オーテンが考慮した状況では、汚染の権利を獲得しても所得は増加せず、ゆえにこの権利の価格はゼロになるからである。権利の価格がゼロであるときには、責任があること（あるいは責任がないこと）は完全に交換可能となり、汚染者と被害者がこの土地にとどまることも離れることも等しく起こりうるからである。

レントとは、ある生産要素がある活動に使用されるときに生み出される収益と最善の代替的な活動に使用されたときに生み出される収益との差額のことである。第2の理由は、レントが最大となるときには、市場で評価された生産物価値も最大となることである。R.H.コースは次のように述べる。「ある活動に従事している生産要素は、それが必要であり、引き続きこの活動に従事するときには、レントの合計額を少し下回るまでの金額を支払うであろう。なぜならば、この支払を考慮した後でさえも、それらが最善の代替的な使用に移動しなければならぬときよりも望ましいからである。同様に、それらはレントよりも大きな支払と引き換えに活動を放棄するであろう。なぜならば、この支払を考慮したとき、この活動に引き続き従事するよりも最善の代替的な使用に移動したときの方が望ましいからである。以上のことを所与とすると、取引コストがゼロであるときには、損害に対する法的な責任の状態にかかわらず、資源配分は同じとなる。」⁹⁶⁾以上の主張を説明するために、R.H.コースは牧場主が飼育する牛が隣接する農家の穀物に被害を与える事例を利用する。

R.H.コースは、農家のレント、牧場主のレント、穀物の被害額の大小関係から5つの場合に分けて分析する。それぞれをa, b, cと記す。第1のケースは、農家のレントと牧場主のレントが100ドル、被害額は50ドルの場合（ $a = b > c$ のとき）である。牧場主が損害の責任を負うとしよう。牧場主は農家に対して50ドルの損害賠償を行っても50ドルの利益を得る。ゆえに、牧場主と

95) R. H. Coase (1988e), p.164.

96) R. H. Coase (1988e), p.165.

農家はどちらも操業を続けることになる。このとき、生産物価値は150ドル増加する。牧場主が損害の責任を負わないときにはどうなるであろうか。農家は50ドルの損害を負担しても、なお50ドルの利益を得ることになり、操業を続けるであろう。したがって、牧場主と農家はどちらも操業を続けるであろう。このときの生産物価値も150ドル増加することになる。ゆえに、牧場主が損害賠償責任を問われるときもそうでないときも、牧場主と農家の双方が操業を続け、150ドルの生産物価値が増加し、同じ結果となる。規制や判決等によって一方の操業を認めないときには（つまり当事者の交渉を認めないときには）、牧場か農家のどちらか一方のみが操業することになる。このときの生産物価値の増加額は100ドルにすぎない。

第2のケースは、牧場主のレントが100ドルで最も大きく、農家の被害額を50ドル、農家のレントが25ドルの場合（ $b > c > a$ のとき）である。牧場主が損害の責任を負うときには、彼は農家に対して農家のレントに等しい損害賠償を行うであろう。農家はレントに等しい損害賠償を受け取って操業を中止しよう。牧場主は農家に25ドルの損害賠償を支払っても75ドルの利益を得るので操業を続ける。全体として、生産物価値は100ドル増加することになる。牧場主が損害の責任を負わなくてよいときには、農家の被害額はレントを超えてしまうので、操業を中止することになる。牧場は操業を続けるので、全体としての生産物価値の増加額は100ドルとなる。ゆえに、牧場主が損害賠償責任を問われるときもそうでないときも、牧場のみが操業を続けて100ドルの生産物価値が増加するという同じ結果となる。交渉が可能ではないときには、双方が操業を続けるときの生産物価値の増加分は75ドルにすぎず、また農家のみが操業するときのそれは25ドルにすぎない。

第3のケースは、農家のレントが100ドル、農家の被害額が50ドル、牧場主のレントが25ドルである場合（ $a > c > b$ のとき）である。牧場主が損害の責任を負わなければならないときには、彼は農家に損害賠償を行うよりも操業を中止することを選択する。ゆえに、農家のみが操業を行うことになり、このときの生産物価値は100ドル増加する。牧場主が損害の責任を負わなくてよいと

きには、農家は牧場主に操業を中止してもらうために穀物の被害額の50ドルまで支払う用意がある。牧場主のレントは25ドルであるので、彼はこの金額を受け取って操業を中止することを選択する。この結果、農家のみが操業を続け、このときの生産物価値の増加額も100ドルとなる。交渉が実行されずに、牧場主と農家の双方が操業をつづけたときには、生産物価値の増加額は75ドルとなり、また牧場のみが操業を続けたときのそれは25ドルに過ぎない。

第4のケースは、穀物の被害額が50ドル、農家のレントは30ドル、牧場主のレントは40ドルである場合($c > b > a$ のとき)である。牧場主が損害の責任を負わなければならないときには、彼は農家に損害賠償を行うよりも農家のレントに相当する金額を支払って農家に操業を中止してもらうことを選ぶ。農家もこれを承諾するであろう。この結果、牧場のみが操業を続けることになり、生産物価値は40ドル増加する。牧場主が損害の責任を負わなくてよいときには、農家は操業を行うことはできず、牧場のみが操業を続けることとなる。このときの生産物価値の増加額もやはり40ドルとなる。交渉が行われずに、牧場主と農家の双方が操業をつづけたときには、生産物価値の増加額は20ドルとなり、農家のみが操業を続けたときのそれは30ドルに過ぎない。

第5のケースは、穀物の被害額が50ドル、牧場主のレントは30ドル、農家主のレントは40ドルである場合($c > a > b$)である。牧場主が損害の責任を負わなければならないときには、彼は農家に損害賠償を行うよりも操業を中止することを選択する。この結果、農家のみが操業を続け、生産物価値は40ドル増加する。牧場主が損害の責任を負わなくてよいときには、農家は牧場主のレント相当額を支払って操業を中止してもらうことを選ぶ。牧場主もこれを承諾するであろう。このときにも、農家のみが操業を続け、生産物価値の増加額はやはり40ドルとなる。交渉が実行されずに、牧場主と農家の双方が操業をつづけたときには、生産物価値の増加額は20ドルに過ぎず、牧場のみが操業を続けたときのそれは30ドルとなる。

表3は、以上の分析から、農家と牧場主のレント、穀物の損害額の大小関係と損害賠償責任の所在の違いによる生産物価値の増加額についてまとめたもの

表3 レントと損害賠償責任の所在

	牧場主に損害賠償責任があるときの生産物価値増加分	牧場主に損害賠償責任がないときの生産物価値増加分	交渉がないときの生産物価値増加分
(1) $a = b > c$ $a = 100$ $b = 100$ $c = 50$	150 (双方が操業を続ける) (農家100, 牧場主50)	150 (双方が操業を続ける) (農家50, 牧場主100)	100 (一方が操業)
(2) $b > c > a$ $a = 25$ $b = 100$ $c = 50$	100 (牧場のみ操業を続ける) (農家25, 牧場主75)	100 (牧場のみ操業を続ける) (農家0, 牧場主100)	75 (双方が操業) 25 (農家のみが操業)
(3) $a > c > b$ $a = 100$ $b = 25$ $c = 50$	100 (農家のみ操業を続ける) (農家100, 牧場主0)	100 (農家のみ操業を続ける) (農家75, 牧場主25)	75 (双方が操業) 25 (農家のみが操業)
(4) $c > b > a$ $a = 30$ $b = 40$ $c = 50$	40 (牧場のみ操業を続ける) (農家30, 牧場主10)	40 (牧場のみ操業を続ける) (農家0, 牧場主40)	20 (双方が操業) 30 (農家のみが操業)
(5) $c > a > b$ $a = 40$ $b = 30$ $c = 50$	40 (農家のみ操業を続ける) (農家40, 牧場主0)	40 (農家のみ操業を続ける) (農家10, 牧場主30)	20 (双方が操業) 30 (牧場のみが操業)

a ; 農家のレント b ; 牧場主のレント c ; 穀物の損害額

である。この表からも明らかであるように、レントを考慮したときにもコースの定理は成立する。ゆえに、R.H. コースはG.E. オーテンの批判は誤りであると結論する。

(4.5.2.c) 富の分配の変化

第3の批判は、取引コストがゼロであっても、法的状況の変化は富の分配に影響を与え、つづいて富の分配の変化が財あるいはサービス（有害な影響を発生させる活動によって生産された財や影響を被った活動で生産された財を含む）の需要を変化させるというものである。

R.H. コースは、まず上述した牧場主と農家の例を利用して、この批判の考え方を説明している。牧場主に損害賠償の責任があるときには、彼は農家に損害賠償金を支払うか、農家にレントに等しい支払を行って操業を中止してもら

うか、彼が牧畜を放棄するかのいずれかの方法を選択する。牧場主がどの方法を選んだとしても、彼の所得は減ってしまう。牧場主に損害賠償の責任がないときには、農家の所得が減少することになる。したがって、彼らの富の変化は彼らの需要を変化させ、結果として資源配分の変化をもたらすという主張がこの批判である。

R.H. コースは、このような批判が誤りであるという。これを説明するために、彼は、これまで牧場主と呼んだ生産諸要素を牧場と牧場主に分け、農家と呼んだ生産諸要素を農場と農家とに分け、さらに牧場と農場のみがレントを生み出し、飼育牛が与える被害額はこれらのレントよりも小さく、牧場主と農家が土地を借り入れると仮定する。

R.H. コースは次のように説明する。「もしも牧場主が農家に対して飼育牛が与えた損害を補償しなければならないならば、彼が土地の借入のために支払う金額は補償をしないときに支払う額よりもその補償額分だけ低くなる。他方、農家は被害を補償されないときよりも同じ額だけ多く土地の借入のために支払うことができよう。牧場主と農家の富は、飼育牛が与えた損害に対する責任の法的な状況がどうであれ、同じままである。しかし、土地の所有者についてはどうであろうか。穀物に与えた被害が補償されるときにはそうではないときと比べて、牧場を借り入れる価格は低下し、農場を借り入れる価格は上昇するであろう。しかし、もしも責任ルールが知られているならば、土地を確保するために支払わなければならない金額は、これを反映して、補償が支払われないときよりも補償が支払われるときに、牧場に対しては少なく、農場に対しては多くなるであろう。ゆえに、土地所有者の富は同じままであり、土地に支払われる金額は被害に対する責任に関する法的な状況の違いによってもたらされる支払のフローの変化によって相殺されるであろう。異なった法的ルールを選択したときの富の分配の変化は生じることはない。このために需要の変化が生じることもなく、考慮の必要もないのである。」⁹⁷⁾つまり、R.H. コースは、牧場主

97) R. H. Coase (1988e), p.172。

が賠償責任を問われるときには、農家の富が増え、牧場主の富が減るが、それぞれが富の増減分だけ土地に支払う金額を変化させるので、富の変化はないと述べている。さらに、彼は、土地の所有者にとっても富の変化はなく、ゆえに需要の変化は起こらないと説明しているのである。しかし、同時に、彼はこのような状況は、当事者があらかじめ権利について知っていた場合にのみ適用されると述べ、そうでないときには需要の変化をもたらすことを認めている。

R. H. コースは、当事者があらかじめ権利を知らないときに需要の変化に与える影響について、「連邦通信委員会」において利用した洞窟の例を使って説明する。「もしも洞窟に対して所有権を主張できる人々のマッシュルームへの需要が異なっており、マッシュルーム（あるいは銀行サービスや天然ガス）に対する支出が重要な予算項目であり、これらの生産物に対する彼らの消費が総消費のうち大きな部分を占めるならば、新しく発見された洞窟の所有に関する決定は銀行サービス、天然ガス、マッシュルームの需要に影響を与えるであろう。その結果、銀行サービス、天然ガス、マッシュルームの相対価格は変化しよう。そのような変化は、関連する様々な事業が洞窟の使用に支払ってもよいと考える金額に影響を与えるであろう。そして、たぶん、これは洞窟の使用方法に影響を与えることになるであろう。過去に認識されていない権利に対する所有を割り当てる基準の変化は需要の変化をもたらし、次に資源の配分を変化させるであろうということを否定することはできない。しかし、奴隷制の廃止のような劇的な出来事を別にすれば、通常、これらの効果はかなり小さく、容易に無視しうるものである。」⁹⁸⁾つまり、R. H. コースは、当事者があらかじめ権利を知らないときには、法的状況の変化が財・サービスの需要に影響を与えることを認めているが、その影響は小さく無視できると述べているのである。

(4.5.3) 取引コストが正であるときの分析に対する批判

R. H. コースは、「社会コストの問題」において論じた取引コストが正であるときの指摘について次のように述べている。「(取引コストがゼロのときには)

98) R. H. Coase (1988e), pp.173-174.

農家と牧場主の双方は、(結合活動を含めて)生産物価値を高めるあらゆる方法をとるインセンティブをもつてであろう。なぜならば、各生産者がその結果生じた所得の増加分を分け合うことができるからである。しかし、ひとたび取引コストが考慮されると、これら多くの方法が実行されなくなるであろう。なぜならば、これらを実現するために必要な契約上の取り決めはそれらもたらす利得よりもコストがかかるかもしれないからである。⁹⁹⁾これを説明するために、R.H.コースは次のような簡単な数値例を利用している。牧場主が損害を除去するためのコストを80ドル、農家が損害を除去するためのコストを50ドルとする。このときには、牧場主に損害賠償の責任がないときの方がそれがあるときよりも30ドルだけ生産物の価値が大きくなる。しかし、損害を除去する額を農家と牧場主で入れ替えたときには、結果は反対となる。以上の分析から、R.H.コースは次のように結論する。「これらの例が示していることは、牧場主に責任があるときとないときのどちらが生産物価値が大きくなるかは特定のケースの事情に依存するということである。」¹⁰⁰⁾

また、R.H.コースは、「社会的コストの問題」において、取引コストが高く、政府が規制する際のコストも高くなるときには、裁判所が創造する権利の構造が経済的な効果¹⁰¹⁾をもつことを指摘した。この指摘は2つのインプリケーションをもたらすこととなった。1つは、取引コストと政府の規制のコストが高いときには、権利の分配が生産物価値や経済活動に直接的に影響を与えるので、裁判所は法的な決定を行う際に、この影響を考慮して生産物価値を最大とするような活動を選択する必要があるというものである。もう1つは、裁判所は取引コストをできるだけ低くするような権利を創造すべきであるというものである¹⁰²⁾。

99) R. H. Coase (1988e), p.175.

100) R. H. Coase (1988e), pp.176-177.

101) この効果は legal flypaper effect と呼ばれることがある。

102) R D. ケーターと T. S. ユーレン (R. D. Cooter & T. S. Ulen) は、このような命題を規範的なコース定理と呼ぶ。R. Cooter & T. Ulen (1988) *Law and Economics*, Scott, Foresman and Co., Ch.3

しかし、取引コストが存在するときの R.H. コースの分析は、そのままではコモンローが支配している国には適用されず、修正が必要であるという批判がなされた。R.H. コースは、この批判の要点について次のように述べる。「私は、牧場主に責任がないときには、彼は損害を減らすためのコストを被る気はなく、牧場主に責任があるときには農家にはそれをする気はないと仮定した。コモンローが支配している国では、牧場主に責任がないときには、農家は損害の補償を受けるためには損害を軽減するための合理的な措置をとらなければならない、牧場主に責任があるとき、彼が損害賠償の請求を避けるためには同じことを行う必要があると言われる。」¹⁰³⁾

つづけて、R.H. コースは次のように反論する。「損害を軽減する原理によって、牧場主は、農家に損害賠償する責任があるときに実行するような損害を減らすためのあらゆる方法を探るとは思えない。あるいは、牧場主に責任がないときに、農家が損害を減らすためのすべての方法を実行するとも思えない。もしもこれが本当であるとするならば、私の結論は影響を受けない。損害を緩和した後で、牧場主が損害を除去するために必要なコストを70ドルとし（依然として損害は70ドルを上回るものとする）、農家が行うときのコストは20ドルであるとする。明らかに、牧場主が損害の責任を負わないときには、生産物価値は50ドルより大きくなる。ゆえに、損害をなくすために強制的に活動を採らされるのは農家である。もちろん、他の数値を利用すれば、牧場主に損害賠償の責任があるときに、生産物の価値は大きくなるといった状況を作り出すこともできる。」¹⁰⁴⁾つまり、R.H. コースは、損害を軽減する必要があっても牧場主や農家が実際にそうするとは考えにくく、また損害を軽減する措置を採ったときに牧場主が責任を問われているときとそうでないときのどちらが生産物価値を大きくするかは場合によることを指摘し、ゆえに「社会コストの問題」における彼の分析は正しいと結論しているのである。

103) 104) R. H. Coase (1988e), p.177。

(4.5.4) A.C.ピグーの分析とピグー的伝統についての批判について

前述したようにR.H.コースによれば、A.C.ピグーの考えでは、外部性の問題は政府の活動によって解決され、外部性を生み出している加害者の私的便益と社会的便益の差を見出し、ここに課税すべきであるという。これに対して、R.H.コースは外部性の問題を解決するためには、私的便益と社会的便益の差ではなくて総社会的生産物を基準とし、これを比較することが必要であると主張している。また、R.H.コースは、外部性の問題を解決するために、取引コストがゼロであるときには、はじめに権利を誰かに割り当てておけば市場が効率性をもたらしてくれるのであって、ピグー的伝統が教えるような政策(課税や補助金)は無駄であり、損害に等しい課税を行うことは必ずしも社会的最適性をもたらすとは限らないと批判している。

このようなR.H.コースの批判に対して、W.J.ボーモル(W. J. Baumol) (1972)は、ピグー税は損害水準とともに変化するのではなくて、産出物/汚染水準の限界損害に等しく設定されるのであって、R.H.コースはピグー税を誤解しているという。さらに、W.J.ボーモルは、ピグー税は効率性をもたらし、二重課税制度は不必要であると述べる¹⁰⁵⁾。R.H.コースは、W.J.ボーモルの批判に対して次のように反論する。「私が、問題を解決するために、二重課税制度や他の税制を推奨しているという結論は誤りである。私が指摘したことは、損害に基づいた税金が存在するときには、有害な影響の責任をもつ企業にコストを課す原因となった住人にも課税することが望ましいということだけである。しかし、「社会的コストの問題」で述べたように、いかなる税制にも困難があふれており、望ましいものは存在しないかもしれないのである。」¹⁰⁶⁾

さらに、R.H.コースは次のように述べる。「ボーモルと私は異なった答えに到達したのでなぜであろうか。私は論文において税金が生じた損害に等しく

105) W. J. Baumol (1972) "On the Taxation and the Control of Externalities" *American Economic Review* 62, pp.307-322.

106) R. H. Coase (1988e), p.181.

設定されると仮定したのに対して、ポーモルの税はそうではないのである。私は、ポーモルの課税システムが創造可能であり、実践されるときには、予想されるような結果となることを否定しない。私が論文で述べた反論は、それが実践されないであろうということである。¹⁰⁷⁾そして、R.H.コースは、ピグー的課税方式が実践されない理由として、必要な情報を収集することができないことをあげている。必要な情報とは、有害な影響を受けた地域住民がどのような影響を受けているのか、その影響を避けるためにどのような措置を講じようとしているのか、有害な影響の異なる水準によってどのようなコストを必要としているかに関する情報である。R.H.コースは、生じた損害に税を等しくする課税制度がピグー的課税制度よりも少ない情報収集を必要とするだけであると述べる。つまり、彼は、ピグー的課税制度は実行不可能な課税制度であり、ゆえにそれによって実際に外部性の問題を解決することはできないと主張しているのである。

(4.5.5) その他の批判と反論

R.H.コースによる「社会コストの問題」における分析に関して、コースの定理以外にもいくつかの批判が寄せられている。

第1に、外部性の二面性についてである。権利に二面性があることは、すでにW.N.ホーフエルト(W. N. Hohfeld) (1913) やJ.R.コモンズ(J. R. Commons) (1924) によって指摘されていたことである。R.H.コースは、この二面性を外部性に見出したのである。彼によれば、当事者Aが当事者Bに有害な影響を与えているときに、Bに対する有害な影響を避けることはAに対して有害な影響を与えることを意味し、ゆえにより大きな影響を避けることが望ましいのである。彼の分析にしたがうと、煤煙を排出する工場が周辺の住人に有害な影響を与えているときに、周辺の住人が存在しなければ、有害な影響が生じることはないということになる。

しかし、S.G.メデマはこのような外部性の二面性を現実の事例に適用する

107) R. H. Coase (1988e), p.182.

際には制約があることを指摘している。「ボブ・ブラット (Bob Blotto) という人物の効用最大化のプロセスには、街のバブで多量のアルコールを飲むことが含まれているとする。ある夜、泥酔した状態で車を運転してバブから帰宅するときに、ボブは車のコントロールを失い、自宅の庭で遊んでいたプルデンス・ピュアブレッド (Prudence Purebred) という少女を車で引いてしまい、重傷を負わせてしまったとしよう。二面性の分析方法によれば、本能にしたがって、ボブ・ブラットにこの被害の原因があるとは誰も言えないのである。なぜならば、少女が自宅の庭で遊んでいなければ、被害に会わなかったからである。私は、いくら熱心なコース主義者 (Coasian) であってもこういうことは感情を害するであろうし、二面性のアイデアが合理的に実例に適用される際には制約があることを支持すると信じたい。」¹⁰⁸⁾つまり、S.G.メデマは外部性の二面性の考えには道徳的、倫理的制約があることを指摘しているのである。この批判に対する R.H. コースの反論あるいは解説は存在しない。しかし、この批判は妥当なものである。煤煙や騒音のような外部性が道徳的、倫理的な制約に触れるかについては微妙である。

R.H. コースは、外部性の問題を解く際にはより大きな損害を回避することが望ましいと主張している。このためには、生産物価値の最大化を目標として権利が割り当てられなければならない。このような R.H. コースの考え方は、実際に法と経済学の理論の命題として受け入れられている¹⁰⁹⁾。しかし、生産物価値の最大化を目標とすることには問題があるというのが第2の批判である。R.H. コースは、社会的厚生を W 、社会的生産物価値を Q とするときに、 $W = f(Q)$ を仮定している。したがって、彼は W が Q 以外の変数の関数であるときに、外部性の問題がどのように解決されるかを考慮してはいないという

108) S. G. Medema (1994), p.70. また A.Randall (1974) はコース定理の文脈において因果関係の道徳的なそして倫理的な側面を考察している。A. Randall (1974) "Coasian Externality Theory in a Policy Context" *Natural Resources Journal* 14, pp.35-54.

109) 例えば、R. A. Posner(1986) *Economic Analysis 3rd. ed.*, Little, Brown and Co., Ch.1 あるいは R. Cooter & T. Ulen (1988) Ch.1 をみよ。

のである¹¹⁰⁾。この批判についても R.H. コースの反論はない。しかし、 $W=f(Q)$ という仮定はかなり強いものである。この仮定を緩和したときに R.H. コースの分析が引き続き成立するかという問題は興味深いものである。

(5) R.H. コースの分析の発展-結びに代えて一

本稿では、R.H. コースの分析の特徴とそれに対する批判および反論をまとめることを試みた。ここでは、特に重要な彼の指摘とそれに対する批判を取り上げ、彼の分析の発展について展望しよう。

(2)においては、取引コストという概念を利用して企業の存在理由を説明した。R.H. コースは、企業を企業家が資源配分の方向付けを行うシステムと定義し、価格メカニズムを利用した資源配分に大きな取引コストがかかるとき、企業を利用した資源配分がこれに代わることを指摘している。(3)と(4)においては、法律上の責任の所在あるいは権利の割当が資源配分の効率性に与える影響について考察した。特に、取引コストが存在しないときにはコースの定理が成立し、初期の法律上の責任の所在が誰に割り当てられても、それは生産物価値を最大化する目的にとっては無関係であることを指摘した。

上述した R.H. コースの指摘は、企業の経済学や内部組織の経済学、制度の経済学といった経済学の領域を発展させ、経営学(特に企業組織論)や法律学に経済学の分析方法を導入する契機を与えた。また、コースの定理では当事者が協調的に交渉を行うことを暗黙的に仮定している。この仮定を変えたときに、コースの定理が成立するかという問題も新たな分析対象になった。この問題を分析するためにゲームの理論が経済学や経営学の分析方法に加えられるきっかけをつくることになった。また、取引コストをどのように測定するかという実証

110) S. G. Medema (1993) "In There Life Beyond Efficiency? Elements of a Social Law and Economics" *Review of Social Economy* 51, pp.138-153 あるいは C. G. Veljanovsli (1981) "Wealth Maximization, Law and Ethics-On the Limits of Economic Efficiency" *International Review of Law and Economics* 1, pp.5-28 をみよ。

の問題も新たな分析対象となった。実際に、1960年代後半から70年代そして80年代にこれらの問題を分析した研究が相次いで発表された。R.H.コースの分析を発展させたこれらの研究の特徴について、次号以降で明らかにしていく。

(参考文献)

- A. A. Alchian & H. D. Demsetz (1972) "Production, Information Costs, and Economic Organization" *American Economic Review* 62 (5)
- G. E. Auten (1976) "Discussion" S. A. Lin (ed.) *Theory and Measurement Economic Externalities*, Academic Press
- F. R. Batt (1867) *The Law of Master and Servant*, Pitman
- W. J. Baumol (1972) "On the Taxation and the Control of Externalities" *American Economic Review* 62
- S. N. S. Cheung (1983) "The Contractual Nature of the Firm" *Journal of Law and Economics* 26
- S. N. S. Cheung (1992) "On the New Institutional Economics" in L. Werin and H. Wiklander (eds.) *Contract Economics*, Basil Blackwell
- R. H. Coase (1937) "The Nature of the Firm" *Economica*, n. s. 4
- R. H. Coase (1959) "The Federal Communications Commission" *Journal of Law and Economics* 2
- R. H. Coase (1960) "The Problem of Social Cost" *Journal of Law and Economics* 3
- R. H. Coase (1972) "Industrial Organization: A Proposal for Research" in V. R. Fuchs (ed.) *Policy Issues and Research Opportunities in Industrial Organization*, National Bureau of Economic Research
- R. H. Coase (1988a) "The Firm, the Market, and the Law" in R.H.Coase, *The Firm, The Market, and The Law*, The University of Chicago Press,
- R. H. Coase (1988b) "The Nature of the Firm: Origin" *Journal of Law, Economics, and Organization* 4,
- R. H. Coase (1988c) "The Nature of the Firm:Meaning" *Journal of Law, Economics, and Organization* 4
- R. H. Coase (1988d) "The Nature of the Firm:Influence" *Journal of Law, Economics and Organization* 4
- R. H. Coase (1988e) "Notes on the Problem of Social Cost" in R. H. Coase *The Firm, The Market, and The Law*, The University of Chicago Press
- J. R. Commons (1924) *Legal Foundations of Capitalism*, Clifton
- R. Cooter & T. Ulen (1988) *Law and Economics*, Scott, Foresman and Co.
- C. J. Dahlman (1979) "The Problem of Externality" *Journal of Law and Economics* 22(1)
- M. Dobb (1925) *Capitalist Enterprise and Social Progress*, Routledge
- F. Y. Edgeworth (1881) *Mathematical Psychic*, C. Kegan Paul and Company
- S. Grossman & O. D. Hart (1986) "The Costs and Benefits of Ownership: A Theory

- of Vertical and Lateral Integration" *Journal of Political Economy* 94(4)
- O. D. Hart (1988) "Incomplete Contracts and the Theory of the Firm" *Journal of Law, Economics, and Organization* 4(1)
- O. D. Hart (1989) "An Economist's Perspective on the Theory of the Firm" *Columbia Law Review* 89
- O. D. Hart & J. Moore (1989) "Property Rights and the Nature of the Firm" *Journal of Political Economy* 98(6)
- W. N. Hohfeld (1913) "Some Fundamental Legal Conceptions as Applied in Judicial Reasoning" *The Yale Law Review* 23
- M. C. Jensen & W. H. Meckling (1976) "The Theory of the Firm: managerial Behavior, Agency Costs and Ownership Structure" *Journal of Financial Economics* 3
- E. W. Kitch (1983) "The Fire of Truth: A Remembrance of Law and Economics at Chicago, 1932-1970" *Journal of Law and Economics* 26
- B. Klein, R. Crawford & A. Alchian (1978) "Vertical Integration, Appropriable Rents, and the Competitive Contracting Process" *Journal of Law and Economics* 21
- S. G. Medema (1993) "In There Life Beyond Efficiency? Elements of a Social Law and Economics" *Review of Social Economy* 51
- S. G. Medema (1994) *Ronald H. Coase*, St. Martin's Press
- A. C. Pigou (1932) *The Economics of Welfare 4th ed.*, Macmillan
- R. A. Posner (1986) *Economic Analysis 3rd. ed.*, Little, Brown and Co.
- A. Randall (1974) "Coasian Externality Theory in a Policy Context" *Natural Resources Journal* 14
- J. A. Salter (1921) *Allied Shipping Control*, Clarendon Press,
- P. A. Samuelson (1947) *Foundations of Economic Analysis*, Harvard University Press
- P. A. Samuelson (1966) "Modern Economics Realities and Individualism" *The Texas Quarterly*
- P. A. Samuelson (1967) "The Monopolistic Competition" in R. E. Kuenne (ed.) *Monopolistic Competition Theory: Studies in Impact; Essays in Honor of Edward H. Chamberlin*, Wiley
- G. J. Stigler (1966) *Theory of Price 3rd ed.*, MacMillan
- C. G. Veljanovsli (1981) "Wealth Maximization, Law and Ethics-On the Limits of Economic Efficiency" *International Review of Law and Economics* 1
- O. Williamson (1975) *Markets and Hierarchies*, The Free Press